明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○無線局運用規則第百四十条の規定により、海上における航行援助情報を送信する無線局の運用に関する事項を定める件（**総務**四二五）　一
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（**文部科学**一五二）　五
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（**同**一五三）　一三
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（**同**一五四）　三〇
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（**同**一五五）　三八
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として認めた件（**同**一五六）　三九
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（**同**一五七）　三九
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（**同**一五八）　四二
○学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示（**同**一五九）　四二
○学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示（**同**一六〇）　四三
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（一一〇一〇（平成二十一）年七～九月期）（内閣府）　四四
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　四四
裁判所
破産、免責、再生関係　四五
特殊法人等
独立行政法人港湾空港技術研究所平成二十一事業年度財務諸表、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社高速道路工事完了、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　五〇
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇三
会社その他
会社決算公告　一一三

告示

○総務省告示第四百二十五号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定により、海上における航行援助情報を送信する無線局の運用に関する事項を次のように定める。

なお、昭和四十九年郵政省告示第三百一号（海上交通情報を送信する無線局の運用に関する事項を定める件）は、廃止する。

平成二十二年十一月二十九日

総務大臣　片山　善博

1　海上における航行援助情報を送信する無線局の名称、呼出名称、使用電波の型式及び周波数、送信時刻並びにその通報事項

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数	送信時刻（中央標準時による。）	通報事項
観音埼	とうきょうマーチス	Ｈ３Ｅ 1,665kHz （注１） 2,019kHz （注２）	毎時０分及び30分からそれぞれ15分間。ただし、英語を用いる場合は毎時15分から15分間。また、緊急を要する情報については随時	(1) 浦賀水道航路及び中ノ瀬航路（それぞれ海上交通安全法（昭和47年法律第115号。以下「法」という。）別表に掲げる浦賀水道航路及び中ノ瀬航路をいう。以下同じ。）における船舶の交通の制限の状況 (2) 洲埼灯台（北緯34度58分31秒東経139度45分27秒）から観埼灯台（北緯35度８分29秒東経139度40分37秒）まで引いた線以北の海域（以下「東京湾」という。）を航行する船舶に影響及びおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況 (3) 巨大船（法第２条第２項第２号に規定する船舶をいう。）の浦賀水道航路及び中ノ瀬航路入航予定時刻、船名、総トン数等 (4) 浦賀水道航路及びその出入口付近、中ノ瀬航路及びその出入口付近、横須賀港第一号灯浮標付近、アクアライン風の塔の東側及び西側の海域、京葉シーバース付近並びに東京灯標付近における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況 (5) 東京湾及びその周辺の海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況 (6) 観音埼における風向、風速、気圧及び規程並びに風早崎（伊豆大島）、洲埼、観埼、本牧及び東京13号地における風向及び風速 (7) 東京湾における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況